

御杖村過疎地域持続的発展計画

計画年度	令和7年度
計画期間	8年度～12年度

奈良県宇陀郡御杖村

内容

1	基本的な事項	1
(1)	御杖村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	御杖村行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	5
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	9
(3)	事業計画（令和8年度～12年度）	10
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	11
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	事業計画（令和8年度～12年度）	15
(4)	産業振興促進事項	17
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
4	地域における情報化	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	事業計画（令和8年度～12年度）	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	21
(3)	事業計画（令和8年度～12年度）	22
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	23
6	生活環境の整備	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	事業計画（令和8年度～12年度）	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	30
	(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	34
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	36
8	医療の確保	37
	(1) 現況と問題点	37
	(2) その対策	37
	(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	37
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	37
9	教育の振興	38
	(1) 現状と問題点	38
	(2) その対策	39
	(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	40
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	41
10	集落の整備	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	42
	(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	42
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	43
11	地域文化の振興等	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	43
	(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	44
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	44
12	再生可能エネルギーの利用の促進.....	45
	(1) 現況と問題点	45
	(2) その対策	45
	(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	45
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	46
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	46
	(1) 現況と問題点	46
	(2) その対策	46
	事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	47

1 基本的な事項

(1) 御杖村の概況

ア 御杖村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

御杖村の村名は、紀元前後に伊勢内宮を創建した倭姫命が、天照大神の御神霊を奉じる大神宮の候補地を求め、この地へ来られた際、ここを候補地の一つとして、そのしるしに杖を置いていかれたという伝説が由来となっている。

長尾遺跡をはじめとする先史時代の遺物や数多くの伝承が今に伝えられ、本村の古い歴史をうかがうことができる。本村は地理的に、奈良県と三重県の県境に位置し、伊勢・伊賀方面との関係も深く、また東海・中部地方と近畿地方を結ぶ交通上の要地に位置している。特に、奈良盆地や大阪方面から伊勢参宮のための伊勢街道が発達し、御杖村はこの伊勢本街道が横断しているため、中世以降は宿場町として栄えた。近年では、交通機関の発達により、伊勢本街道は往時の面影をわずかに残すのみとなっているが、その伝統は、村の人々の暮らしに今なお息づいている。また、江戸期には天領として、米、麦、大豆、柿、楮、漆、薬草などを産出し、植林も始まった。明治以降からは葉たばこや生糸の産地としての歴史も加わり、戦後は、大規模植林と畜産経営が進み、特に林業はヘリコプター集材が導入されるほど発達した。明治維新により、明治22年6月に「御杖村」が誕生してから、令和元年で、村制施行130周年を迎え、現在にいたっている。

地形上の位置としては、奈良県の最東部で、三重県との県境に位置している。村の北東部は室生火山群の南端、中部及び南部は高見山地、東部の三重県境は伊賀・伊勢地方の境界を南北に貫く布引山地の南端にあたっている。さらに、本村の南方橿田川から西方吉野川につづく溪谷は、東西方向の西南日本中央構造線が走っており、室生赤目青山国定公園に指定される雄大な山々と、四季を彩る美しい自然に囲まれている。

なお、西北部および西部は本県宇陀郡曾爾村、同吉野郡東吉野村に接しているが、東北部から東部にかけては、三重県津市美杉町に、南部は松阪市飯高町に接し、本村の境界線の50%以上は、三重県との境界線となっている。このように、本村は奈良・三重両県にまたがる地形によって構成されており、三重県との関係が深くなっている。

近隣市町村への距離は、曾爾村（今井）まで約5km（直線、以下同様）、宇陀市室生（大野）まで約20km、宇陀市榛原へは19kmである。特に、宇陀市榛原、三重県名張市へは路線バス等により1時間で結ばれ、さらに、近鉄線によって奈良市、大阪市へは約1時間の所要時間となっている。一方、本村と経済的関連の深い三重県名張市へは約15kmの至近距離にある。なお、本村の総面積は79.58平方キロメートル（内88%が山林）で、県下39市町村のうち面積では第14位（27町村のうち第9位）の広さである。

気候は、内陸性気候の特徴がみられ、高い標高に位置していることから、夏期はかなり涼しく、冬期は季節風の影響を受け寒さもきびしくなっており、全体としては冷涼多雨地帯といえる。

イ 御杖村における過疎の状況

我が国の高度経済成長とともに全国的に起こり始めた過疎問題は、少子・高齢化問題が重なり事態はより深刻化している。本村では昭和35年に5,533人の人口規模を擁したが、令和2年には1,479人となり、60年間で人口が約3割弱になっている。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、国の財政支援を受けて農林業の振興策や生活基盤の整備、若者定住対策をはじめとする様々な過疎対策事業に取り組んできたが、産業構造の変化による農林業の低迷や都市との生活基盤の格差がもたらす若年世代の人口流出に歯止めをかけることができなかった。社会動態における若年世代の流出は、自然動態でも若年人口の減少を拡大することとなり、過疎化が高齢化を招く悪循環に陥っている。本村では65歳以上の高齢者人口比率が令和2年には60.5%に至り、全国平均の28.6%、奈良県平均の31.7%を大きく上回っている。今後一層過疎化・高齢化が進むことが予想される本村において、地域活力を維持し、自治体として存続していくためには、これまで以上の対策を講じる必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、奈良県の総合計画等における位置付け等を踏まえた御杖村の社会経済的発展の方向の概要

本村は農林業を基幹産業とする農山村地域として発展を遂げてきたが、日本経済の高度成長期を境に様相は大きく変わる事となった。我が国の産業構造の変化や国際貿易の自由化が進むにつれ農林業は衰退し、若年層を中心に都市への人口流出が加速して地域経済は活力を失った。

基幹産業である農林業の不振は、地元への就労離れの要因となっている。

これまでの取り組みにおいて、農業では、新規就農者を確保するとともに新たな農事組合法人の設立など組織強化を行った。また冷涼な気候から本村の特産品として生産を促進するハウレンソウは、集出荷予冷施設での共選共販体制を確立し、産地力強化を図ってきた。しかし、近年の気候変動により夏場のハウレンソウの生産は困難な状況となり、売上げの低下と生産者の高齢化等による後継者不足に拍車がかかり、共選共販体制は昨年度末で解散したことにより出荷量は減少している状況である。

林業では、戦後における国の林業施策により植林された人口林が伐採適齢期を迎えていることから、間伐材の有効活用の補助や、地域おこし協力隊制度を活用した担い手の育成などを行っている。また、森林環境譲与税を活用し施業放置林の整備並びに森林経営計画の樹立により徐々に搬出間伐が促進されてきているが、薪ボイラーの原木確保のため林地残材の活用が課題となっている。

また、本村は京阪神と中京の経済圏の間に位置するが、日本経済の高度成長が始まった頃は道路整備が著しく遅れており、両経済圏の中心部への距離は地図で見ると以上に離れていた。しかし、近年において国道をはじめとする道路整備が進められたことにより、その距離や時間は大幅に短縮されている。交通環境の改善により、農産物の流通や観光誘致などにおける経済圏と、通勤・通学をはじめとする生活圏の拡大が図られている。こうした追い風をいかに生かして地域の活性化に結びつけるかが、これからのむらづくりにおける課題である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口・世帯数は、第1回国勢調査が実施された大正9年にはそれぞれ4,285人・920戸であり、その後増減を繰り返しながら、戦後に急増し、昭和25年には5,525人・1,123戸、さらに昭和35年には5,533人・1,071戸とピークに達した。しかし、この年を頂点としてその後人口は減少の一途をたどり、令和2年の国勢調査人口は1,479人となり、最多期の約3割弱になっている。世帯数については人口の減少と比較してその減少率は緩慢で、昭和35年から令和2年までの60年間で366世帯（世帯減少率34.2%）の減少であり、人口の4,054人（人口減少率73.3%）と比較して低い数値となっている。

世帯構成員を見ると、昭和35年には1世帯平均5.2人であったが、昭和50年は3.8人、平成2年は3.4人、平成17年は2.8人、令和2年は2.1人となっている。

また65歳以上の高齢者人口比率は、昭和50年には15.0%であったが、平成2年に23.4%、平成17年に40.5%、平成27年に53.9%、そして令和2年には60.5%に達し、全国及び奈良県平均の約2倍に及んでいる。

産業別人口の動向を見ると、本村の基幹産業である農林業にたずさわる第1次産業の就業人口比率は、昭和40年に59.7%を占めていたが、社会経済情勢の変化に伴いその割合は減少を続け、令和2年には15.8%になっている。

近年の人口動態を分析すると、社会動態による人口減少により、自然動態での人口減少を大きく上回っている。

このように、本村では日本経済の成長につれて若年人口の流出が拡大したことにより著しく過疎化・高齢化が進み、現在は高齢者だけの世帯が多くなっている。世代別人口構成を見ると過疎化・高齢化の現象は今後一層加速することが予想され、より効果的な対策を講じることが求められている。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,430		人 3,035	% △15.5	人 2,366	% △22.0	人 1,759	% △25.7	人 1,479	% △15.9
0歳～14歳	617		419	△41.8	245	△41.5	74	△69.8	50	△32.4
15歳～64歳	2,207		1,906	△18.4	1,162	△39.0	737	△36.6	534	△27.5
うち15歳～ 29歳(a)	535		598	△31.3	247	△39.9	143	△42.1	86	△39.9
65歳以上 (b)	606		710	32.0	959	35.1	948	△1.1	895	△5.6
(a)／総数 若年者比率	% 15.6		% 13.5	—	% 10.4	—	% 8.1	—	% 5.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 17.7		% 23.4	—	% 40.5	—	% 53.9	—	% 60.5	—

表 1-1(2) 人口の見通し(出典：御杖村人口ビジョン令和6年12月策定)

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総数	人 1,325	人 1,205	人 1,113	人 1,049	人 1,004	人 983	人 991	人 1,020

(3) 御杖村行財政の状況

人口減少、少子高齢化、国際化、情報化など、社会情勢が大きく変化している中、地方公共団体は地域の総合的行政主体として、自らの個性や創意工夫を生かしつつ、活力ある地域づくりへの取り組みが求められている。また、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の趣旨に鑑み、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現できるよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要となっている。

本村の生活基盤の整備状況は、住民生活の向上を図るための事業を年次的に進めてきた結果、以前に比べて充足してきている。しかし、公共事業と民間事業の両輪によって整備が進む都市部と比較すると、公共事業のみで進める本村の社会資本の整備の遅れは歴然としており、より一層の充実が求められている。また、加速度が一段と増す過疎化・高齢化に対する対策など、直面する行政課題が多く残されている。

本村の財政事情は、過疎化、高齢化の影響で村税は減少傾向であり、歳入の大半を地方交付税や地方債などの依存財源に頼っている脆弱な財政構造となっている。また歳出面では社会保障関係費の自然増や、多額の公債費が更に財政状況を硬直化させている。このような状況において、今後一層行財政改革の推進を念頭におき、事務事業についての見直しや、経費の節減合理化に努めなければならない。限られた財源を有効に活用して行政効果を得るためにも、中長期的な展望に立った行財政計画のもとでの財政運営を図ることが不可欠であり、各施策の選択については、優先順位を定め、財源の重点的配分を行う必要がある。また、効率的かつ合理的な行財政を行ううえで、広域行政における施策の更なる拡充も必要である。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	2,409,331	2,558,370	3,008,709
一般財源	1,732,418	1,612,406	1,465,873
国庫支出金	222,331	255,565	679,620
都道府県支出金	174,946	139,284	166,526
地方債	36,600	171,300	482,100
うち過疎対策事業債	35,900	71,200	447,400
その他	243,036	379,815	214,590
歳出総額 B	2,188,018	2,201,762	2,804,074
義務的経費	1,117,846	923,994	750,699
投資的経費	320,848	339,280	841,381

うち普通建設事業	318,949	331,245	841,381
その他	749,324	938,488	338,264
過疎対策事業費	104,693	204,813	873,730
歳入歳出差引額 C(A-B)	221,313	356,608	204,635
翌年度へ繰り越しすべき財源 D	6,767	35,196	3,825
実質収支 C-D	214,546	321,412	200,810
財政力指数	0.109	0.105	0.138
公債費負担比率	26.6	18.6	10.0
実質公債費比率	—	6.7	3.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.2	84.6	78.6
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,996,732	1,729,899	2,221,770

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	20.3	17.2	22.8	31.6	34.4
舗装率 (%)	37.3	49.2	52.7	60.2	63.6
農 道					
延長 (m)	20,785	17,223	18,395	18,395	9,873
耕地 1ha あたり農道延長 (m)	53.6	46.3	49.2	54.6	29.6
林 道					
延長 (m)	21,610	18,093	21,841	27,624	9,742
林野 1ha あたり林道延長 (m)	5.1	4.1	4.9	6.8	2.7
水道普及率 (%)	20.6	30.3	94.4	96.3	96.8
水洗化率 (%)	—	—	44.3	63.8	72.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	1.0	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

御杖村は、大阪や名古屋といった大都市から 2 時間で辿り着ける立地にありながら、美しい里地里山の自然に囲まれ、その豊かな恵みを生かした暮らしと、生態系の循環と共生する産業が営まれていることから、創造・育成・環境の「みつつの杖」で仕事や学業、結婚や子育てなど人生における縁、自然の循環系の中に組み込まれる都市と農村の縁など、様々な縁を結び、これまでのむらづくりを継承しつつ、新たな「縁結びのふるさと」づくりに挑戦することを目標とし、「みつつの杖」でつくる『縁結びのふるさと～倭姫に会える癒しと交わりの村～』を村の将来像として掲げる。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、次の3点の縁を目標として村の自立促進に取り組み、将来の人口及び財政運営を展望する。

① “創造の杖”で“しごと”の縁を広げる

歴史ロマンあふれる奈良の自然の中で働きたいという若者は大勢いることから、仕事場として、御杖村を選んでもらえるよう、地域資源を活かした“しごと”の創生を図り、田舎暮らし志向の人々にアピールを行う。

御杖村で働く人々と行政が協働して、新しい商品やサービスを開発し、全国に販路を広げていき、また、御杖村を訪れる人々には御杖村の魅力を惜しまず提供し、御杖村を好きになっていただき、交流を深めていく。

創意・工夫しながらこれらの取り組みを並行して推進し、“しごと”の縁を広げて行く。

② “育成の杖”で“ひと”の縁を育む

保育所、小学校、中学校を中心に、地域住民と最大限の協力をしながら、地域ぐるみで子どもたちと縁を結び、未知の将来を生き抜く知恵を教え、たくましく健やかに育てていく。病気や障がい、要介護状態になっても、周囲の人々や専門の職員から必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、普段から様々な活動に参画し、自らの健康づくりに役立てるとともに、向こう三軒両隣の地域福祉力を強化させる。

お互い育ち、育てられる人間関係の中でこれらの取り組みを並行して推進し、“ひと”の縁を広げて行く。

③ “環境の杖”で“むら”の縁を深める

生態系や水などの自然の循環が、奇跡的な調和によって成り立っていることを尊重し、環境にやさしい行動を賢く選択・率先して実行し、私たちの身の回りの自然環境を保全していく。

村民が安全で快適な住生活を享受し、移住希望者が御杖での田舎生活に満足できるよう、生活基盤の長寿命化・更新など、“むら”の成熟度・洗練度を高めていき、さらに、災害や事故、犯罪など、もしもの時にも支えあい、生活課題をみんなで解決するむらづくりを進める。

美しい郷土を守りながらこれらの取り組みを並行して推進し、“むら”の縁を広げて行く。

○人口に関する目標

令和元年度から令和5年度の5年間合計の転入数221人、転出数230人と純移動数は僅差で、移住定住施策のさらなる促進によっては、転入増が見込まれる。また、出生率の減少にもつながる若い世代の転出を抑えることで、転入数が転出数を上回る社会増を期待できる。よって、今後、出生率の上昇につながる取り組みと、転出減・転入増につながる取り組みを同時進行することが、人口減少に歯止めをかける上で効果的であると考え、以下のような目標を掲げる。

(ア) 合計特殊出生率の上昇

2018年－2022年（平成30年－令和4年）の合計特殊出生率1.29を、2030年（令和12年）に国が設定する人口置換水準である2.07とすることを旨とする。

(イ) 若者・子育て世帯の転入促進

毎年2人の子どもがいる4人家族が2組と20代後半の男女各1名相当分の転入増加または転出の抑制を目指す。

○財政力に関する目標

第4次御杖村長期総合計画に基づき、財源の確保と効果的な配分、経費の削減に努めるとともに、未来のためには必要な投資を行いつつ、住民と行政が協働で自主自立のむらづくりを進める。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度、前年度に実施した事業のうち、過疎対策事業債を充てた事業について、所管課において評価を行い、議会へ報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村の公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

①点検・診断等の実施方針

建物の劣化及び機能低下を防ぐため、総合的な管理運営や保守点検及び整備を行う。施設の継続的な運営（利用）を実施することが確実に見込まれている施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検を効果的に実施することとする。

また、利用率の低い施設は、その状態を把握、勘案し早期に廃止、転用（用途変更）、取り壊し等の合理化が図れるようにデータを蓄積し、全庁で情報を共有できるようにするための事務執行方法を検討する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施する。大規模な改善や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進する。

施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、積極的に取壊を検討する。くわえて、施設を取壊に際しては優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにする。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施する。

また、今後も利用見込みのない施設等については、順次取壊しを行う。

④耐震化の実施方針

いつまでも安心して暮らすことができるよう、総合的な防災対策を推進し、被害の軽減を図りながら、災害に強いまちづくりを進めていく。

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、被害情報や災害対策指示が行われる等応急活動の拠点となる。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化に取り組む。

これまでも、中学校・役場庁舎の耐震改修に取り組んできたが、今後とも引き続きその他の施設についても計画的に耐震化を進める。

⑤長寿命化の実施方針

公共施設の劣化に対して、更新、大規模改修など、村財政の中では厳しく困難な状況にあるが、予防安全型の修繕を行うことにより、安全性及び機能性の向上を図るとともに財政負担の抑制を図る。

⑥統合や廃止の推進方針

施設の整理を行い、施設総量を縮減し、管理・運営についても効率的にし、空いた土地は、活用又は処分を促進する。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

村長をトップとし、施設保有の関係部署と連携を取り全庁的な取組体制を構築し、全職員が公共施設に関して現状が把握できるように、情報の共有に努めていく。

施設整備・管理運営にも財政措置は必要不可欠である。そのためには、予算編成段階から関係部署との連携を図り推進する。

以上のことを踏まえ、本計画では、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

人口減少傾向が続く本村において、直接的に人口の獲得につながる移住・定住の促進は重要である。本村ではこれまでに「移住・定住の環境整備」の観点から、公的賃貸住宅を整備し子育て世代向けに住環境の提供を行ってきた。また、人口の減少に伴って増加している空き家について、空き家バンク制度を整備し活用を図ってきた。これらの対策は一定の効果を上げているが、人口減少に歯止めがかからない現状は変わっていない。単に住環境を整備するにとどまらず、田舎暮らしの希望者が数ある自治体の中から本村を選び移住生活を成功させるための施策を実行していかなければならない。

②地域間交流

京阪神と中京圏の中間に位置する本村は、行政圏域として従前より「桜井宇陀広域連合」として「ふるさと市町村圏」を形成している。基金活用のもと各種ソフト事業を展開し、圏域はもとより広く県内外と交流活動を促進しているところである。

また、観光事業を中心に京阪神地域の住民はもとより最近中京圏域住民の来村が増加している。特定地域との提携等を行っていないが、村の知名度アップのためのPR、構成市村との都市住民誘致のための広報活動を活発化することにより、着実な交流人口の漸増につながっている。

③人材育成

少子高齢化、過疎化により農林業の担い手だけでなく、商工業やコミュニティの運営等あらゆる分野で人材不足による影響が出ており、存続が危ぶまれる状況である。地域おこし協力隊制度の活用により人材の確保につとめるものの、任期満了後の定住につながった実績はまだ少ない。

また少子化が進んだことによる少人数制の教育環境は、きめ細かな指導ができる一方で、経験、体験が制限されてしまうという弊害もある。

(2) その対策

①移住・定住

移住への問い合わせ件数が増加している中、本村への移住希望者を増やし着実な移住につなげるため、移住・定住に関する積極的な情報発信を行い、村の魅力や各種支援制度の周知を図る。また移住体験住宅を活用し、長期間の滞在により移住後の暮らしをイメージしてもらうことで移住の促進につなげていく。

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
移住体験住宅利用世帯数	5世帯	10世帯

②地域間交流

奈良県立大学との連携協定に基づき、学生による地域活動を通じてシビックプライドの醸成を促進すると共に、長期的な関係人口の創出を目指す。

また、本村の様々な分野において課題となっている人材不足の対策として、御杖村と継続的な繋がりを持つ「関係人口」の創出を推進する必要がある、そのために御杖村との繋がりを持つ機会を提供する。

③人材育成

地域づくりに対し自主・主体的に地域づくりに取り組む団体の育成を推進する。また村内の担い手不足解消のため、地域おこし協力隊制度を活用しているが、今後も継続し積極的な受け入れに取り組むとともに、定着率を上げるためにサポート体制の充実に取り組む。

将来を担う子どもたちの成長を支援するため、御杖村独自の子育て・教育施策として保育園児から中学生までの英語教育を実施し、国際社会で活躍できる人材を育成する。

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
資格取得支援制度利用者数	0人	5人
地域おこし協力隊員数	5人	10人
英検準2級合格率(中学卒業時)	12.5%	50%

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移住イベントの実施 ● 近居・同居推進事業補助金 <p>【事業の必要性】 人口の獲得につながる移住定住を促進するために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。</p>	御杖村	

	地域間交流	<p>【具体的な事業内容】 村 PR のために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業</p> <p>【事業の必要性】 村内外に広く村の魅力を PR し、関係人口の拡大を図るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。</p>	御杖村	
	人材育成	<p>【具体的な事業内容】 地域の人材育成に係る各種施策を実施する。 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業</p> <p>【事業の必要性】 若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。</p>	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農 業

本村は、2020年農林業センサスにおける農家戸数が219戸で、経営耕地面積83.7haの生産基盤を有している。御杖村農業振興地域整備計画における農地の整備率は85.8%に達しているが、森林の多い中山間地域であるがゆえに農地は狭小であり、一戸当たりの平均経営面積は38.2aと少なく、県平均54.0aの70.7%に留まっている。農業従事者に占める65歳以上の高齢化率は、78.6%で県平均の52.2%を上回っており、若年人口層の減少により、農業従事者の高齢化及び後継者不足は年々深刻化している。

主な産品については、水稻及び施設野菜が中心であるが、水稻については農事組合法人も設立されているものの、自己消費を主とした規模の小さい経営体が多く脆弱である。ハウレンソウをはじめとする施設野菜についても、生産量が著しく低下している。その主な要因として、共選共販体制の解散と、猛暑をはじめとする気候変動の影響が挙げられる。共選共販体制の解散により、栽培技術の共有や出荷調整などの協力体制が失われ、生産者の個別対応が求められるようになった。一方、猛暑による高温障害は、ハウレンソウの生育環境を著しく悪化させ、夏期における高価格帯ハウレンソウの生育が困難となっており、収益性が低下している。これら二つの要因が重なったことで、安定した供給が困難となり、ハウレンソウの生産は厳しい局面を迎えている。

また、鳥獣被害対策については、住民の高齢化が進む中、狩猟免許取得者を確保し「御杖村鳥獣被害防止計画」の目標に近い捕獲実績を挙げているものの、個体の自然増加率が高いため、引き続き耕作放棄地等の集落内の生息環境改善に努め、農作物被害の減少を図る。

②林 業

本村の森林面積は7,010haで、村の総面積の88.0%を占めており、豊かな自然環境を代表するものとなっている。そのうち、人工林面積は6,207haで人工林率は88.9%となっている。本村の経済は森林に負うところが大きく、農業と並ぶ基幹産業として長い間本村産業の要となってきた。また、木津川の上流域に位置しており、公益的機能が高く、昨今叫ばれている地球環境保全の意味からも、重要な役割を担う森林地帯である。

しかし、木材価格の低迷、長期にわたる林業の採算性の低下、林業従事者の確保難等で森林所有者の林業経営意欲が減退してきていることから、間伐等の森林整備の立ち遅れが問題となっている。また、施業放置される森林の増加により森林が持つ水源の涵養機能をはじめとした公益的機能の低下、ひいては森林の防災力の低下が懸念されている。

③水産業

本村では、漁業組合が村内の4河川にアマゴを放流して遊漁事業を行っているが、近年では水量の減少といった自然環境の変化により漁場としての好適性が後退し、釣り人、特に村外からの釣り人は激減している。組合員においては、近年、一定数の組合員数を維持しているが、遊漁事業の他に特に目立った活動はない。

④商 業

本村の商業の状況は、事業者数が減少しつつあり生鮮食料品や日用雑貨用品、また給油事業者と、昔ながらの生業的な営業で、地域内消費者を対象とした零細店舗が多い。道路事情の改善と日常生活圏の拡大に伴い、都市部への消費の流出や村外からの移動小売店の進出などにより、村内の商店の経営環境は厳しい。

⑤観 光

観光振興の主目的は、村外からの関係・交流人口の増加を図ることにより、地域雇用の創出や地域経済の活性化を促すことにある。

特出する観光資源が少ないなか、過疎振興策の主要施策として、未利用資源の発掘活用や施設整備に努めた成果として年々観光人口の増加がみられた。桃俣鞍取トイレ休憩所等の観光関連施設の整備などを行ったことによって、観光客の利便性を図った。しかし、道の駅開設後 22 年が経過した現在は、近隣に類似施設ができたことや全国的な人口減少、高齢化が進んでいることにより観光客数は横ばい傾向にある。

(2) その対策

①農 業

本村は大都市圏から離れた遠隔地、山間地として位置づけられてきたが、道路整備や物流産業の進展によって、都市近郊農業地帯として産地形成を図る条件が整いつつある。

現在、村内における認定農業者は 20 名、認定新規就農者は 2 名で、その大部分がホウレンソウ、コマツナ等の軟弱野菜の栽培を行っている。しかし近年、猛暑でホウレンソウ生産量が減少しているため、より効率的な農業経営の確立を図らなければならない。さらに、新たな作物の産地化やブランド化の検討を行う必要がある。

また、水稻においても耕作放棄地の抑制及び農業の多面的機能の発揮を図るため、中山間地域等直接支払制度等を活用した協定集落団地への支援を引き続き行うとともに、軟弱野菜同様、効率的な農業経営の確立に向け、認定農業者等、中核的担い手への農地の集積、集約に向けた取組を進める。

さらには、優良農地を確保し、作業の効率化と生産の安定を図るため、圃場の改良、用排水路の改修など土地基盤の整備を促進するとともに、獣害対策として過去に設置した獣害防止柵の補修及び地元猟友会と連携した有害鳥獣の駆除に引き続き取り組む。

加えて、農業者の高齢化に伴う人手不足や遊休農地の増加に対応するため、後継者、新規就農者の確保・育成やスマート農業の推進などによる作業効率化を進めることが重要である。

項 目	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
中核的な担い手への集積農地面積	69.5ha(令和 5 年度)	80.0ha
新規参入者数	5 年間で個人 3・法人 1	5 年間で個人 5

②林業

現在林業のおかれている状況は非常に厳しく、今後もこの状況は続くものと思われる。このような状況の中、御杖村の象徴ともいべき森林を保全し林業の活性化を図ることが、本村の重要課題となっている。本村の山林は大半が育成期にあることから、令和元年度より譲与されている森林環境譲与税等を財源に、間伐のさらなる促進はもとより木質バイオマスエネルギーへの転換等、搬出した間伐材の有効活用、さらには地域おこし協力隊制度や奈良県フォレスター（森林管理職）等を活用し、これからの森林施業に必要な人材の確保や育成を図るために機械の導入等の支援を進める。

また、森林が持つ公益的機能の維持増進を図るため、所有者不明や境界が明確でない民有林が多いことから「森林地番図」などの基礎資料を作成する。さらに、森林の集積・集約化に向けた所有者への意向調査や境界と施業目的の明確化を進めるため、森林経営計画樹立の促進や施業放置林の整備、道路沿いにおける危険木伐採、宅地や農地周辺に緩衝帯を設置する等、森林環境整備に向けた取組を進める。

これらの諸施策を推進するため、林道網の整備は不可欠であるが、基幹林道の整備が概ね完了していることから、今後は林道の維持管理やよりきめの細かい支線や作業道の整備拡充に取り組む。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
搬出間伐面積	27.81 ha/年	5年間で100 ha

③水産業

水産業の振興を図るには、観光事業との連携強化が重要である。木津川の源流となる本村の河川は、魅力的な地域資源である。村内に多くの人々を招き地域の活性化を図るためにも、河川環境の美化に努め、漁業組合自身が積極的に広報を行い、遊漁事業の復興を目指す。

④商業

購買者を村内に定着させ商業の振興を図るために、商工会を中心に商業環境の整備や流通機構の再編成、経営及び経営技術の体質改善を行い、地域住民のニーズに対応した商業の育成に努める。

また、プレミアム商品券等を発行し、地域内消費を喚起するとともに地域内店舗の継続的な利用促進につなげる。

⑤観光

本村の発展には、様々な行政分野を結びつけて地域の活性化を図ることが必要である。こうした事業展開を描くうえで観光事業は各分野との結びつきが多く、これからのむらづくりにおいて重要性は高い。

本村の有効な活用ができていない観光資源や文化資源等を活かし、特産品開発や各種体験メニュー等の発掘に取り組むことにより、入り込み観光客数や観光事業収入の増加を目指していくとともに、既存事業に付加価値を付けていくことも重要である。

また、道の駅・温泉施設を地域活性化の拠点に位置付け本村の観光事業を一括して経

営する「株式会社みつえ」は、新たな価値創出による潜在的資源の発掘・活用を行い、より地域経済の活性化を推進していくものである。

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
入り込み観光客数	150,000人	200,000人

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備促進事業	御杖村	
		土地改良事業補助金	御杖村	
		農地中間管理機構関連事業	御杖村	
	林業	施業放置林整備事業	御杖村	
		美しい森林づくり基盤整備事業	御杖村	
		森林環境整備事業	御杖村	
		環境保全型森林整備事業	御杖村	
		混交林誘導整備事業	御杖村	
	(9) 観光またはレクリエーション	みつえ青少年旅行村リニューアル事業	御杖村	
		みつえ青少年旅行村整備事業	御杖村	
		道の駅温泉温浴施設設備整備事業	御杖村	
		みつえ体験交流館改修事業	御杖村	
		三季館改修事業	御杖村	
		半夏生園整備事業	御杖村	
		三峰山 登山道・山小屋の整備	御杖村	

<p>(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業</p>	<p>【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥 獣害対策など、農林業に係る各種施策 を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等直接支払交付金 ●多面的機能支払交付金 ●担い手支援事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●新規就農者育成総合対策事業 ●スマート農業支援事業 ●ビニールハウス設置補強支援事業 ●農業用機械導入更新支援事業 ●農産物高温対策支援事業 ●中山間ネットワーク化支援事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業 ●県産材生産促進事業 ●間伐促進事業 ●木質バイオマスエネルギー供給促進事業 ●森林整備地域活動支援事業 ●森林地番図作成業務 ●自伐林家等支援事業 <p>【事業の必要性】 高齢化により担い手が不足する中、本 村の基幹産業である農林業を維持・発 展していくために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 農林業生産の安定や景観の保全及び新 たな担い手の確保が期待される。</p>	<p>御杖村</p>	
<p>商工業・6 次産業化</p>	<p>【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び既存事業者への 支援を図るとともに、地域内消費の喚 起に係る施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●創業支援助成事業 ●特産品開発・販売促進支援事業 ●プレミアム商品券発行事業 <p>【事業の必要性】 継続的な地域内店舗の利用促進のため に必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 地域経済の活性化及び定住促進効果が 期待される。</p>	<p>御杖村</p>	

観光	<p>【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ●観光振興イベント ●広域連携 DMO 事業</p> <p>【事業の必要性】 観光振興や地域活性化のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 観光客の増加が見込まれ、地域活性化さらには定住促進効果が期待される。</p>	御杖村	
その他	<p>【具体的な事業内容】 一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。 ●地籍調査事業</p> <p>【事業の必要性】 土地の位置や面積等を正確に把握し土地に関するトラブルの防止や固定資産税の適正な課税のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税、迅速な災害復旧等の効果が期待される。</p>	御杖村	
(11)その他	河川維持補修事業 草刈り・堆積土砂撤去	御杖村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
御杖村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

村内において、地域の持続的発展や産業の振興を目的として、上記事業に使用する設備等を取得した場合、固定資産税の課税の免除を行う。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設に区分されるのは、農作物加工所である。この施設は、地域農業の振興と農村経済の向上を図り、地域活性化に寄与することを目的として設立され、本村の特産品であるこんにゃく等の加工所は本村の農業振興の礎として機能している。今後は、大規模な改築や長寿命化工事は実施せず、施設の維持を図りながら将来的な方向性について検討を図る。

観光レクリエーション施設は、宿泊施設及び、キャンプ場や道の駅等、19施設が分類される。利用率、効用、意義、老朽度等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施する。大規模な改善や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①電気通信施設

本村では、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域住民の利便性の向上を図るため、移動通信用鉄塔施設を7基整備したことにより、村内のほとんどの地域で利用が可能となった。また、既存の防災行政有線は、ケーブルテレビ網を利用しテレビと連携した防災行政情報の伝達システムを構築し、各戸に有線で個別受信機を設置して運用を行っている。さらに、デジタル化、ネットワーク化を基本とする電子自治体化、地域情報化を進めることが求められている中、行政運営の高度化、効率化に向けた自治体情報システムの標準化や住民サービスの向上に資する住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付等、「行かない窓口」の推進に取り組んでいる。

(2) その対策

①電気通信施設

ケーブルテレビ網を利用した防災情報提供システムの構築から11年以上経過し、放送設備機器の対応年数経過及び戸別受信機の経年劣化等による故障も増えていることから、令和8年度に放送設備機器更新及び戸別受信機の更新を行う。なお、防災情報提供システムは屋外拡声局とも連携しており、緊急時には、屋外拡声局からも放送が行える。

また、防災情報提供システム以外の情報伝達手段として、村公式ラインアカウントを開設し、SNSでの住民への最新情報の早期伝達を可能にする。その他にも住民サービスの向上を図るため、窓口手数料等のキャッシュレス化に向けた取組を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	防災情報提供システム 放送設備更新及び戸別 受信機の更新 750戸	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

村には、現在、防災情報提供システムが整備されており、住民への災害時情報伝達体制が確立されている。このため、導入されている防災情報提供システムのセンター設備及び各機器については、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに耐災性の向上に努める。また、全世帯に設置している住民用受信端末については適時適切な更新と住民に対して維持管理方法等の周知を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①国道・県道

本村の幹線道路は、国道 369 号が東西に横断し、国道 368 号が本村東部を通過しており、これらの国道を軸として、主要地方道 1 路線、一般県道 1 路線を加え、主要な道路網を形成している。国道 369 号は東の三重県松阪市に通じ、西は宇陀市で国道 165 号に接続し、奈良市へと通じている。国道 368 号は、三重県名張市で国道 165 号に接続している。この両路線は、最も重要度の高い道路であり住民生活の生命線となっているため、村民の道路整備に対する願いは大きい。国道 369 号については、平成 14 年に村内区間の 2 車線整備が完了、平成 18 年の梅坂バイパスの全通により奈良方面のアクセスが大幅に改善されたが、国道 368 号については村内区間の整備は完了したものの、三重県内においては未改良区間が多く残っている。

また、国道・県道の定期的な草刈りや支障木の撤去等、道路維持に対する環境整備に対する取り組みが望まれている。

②村 道

村道については、基幹道路である国道や県道と集落を結ぶ村道の整備を年次的に行ってきたことにより、日常生活における利便性は大きく改善された。また、近年観光施設への入込客の増加等により通行に支障をきたしている路線も計画的に整備している。

今後も、観光アクセス道路の整備とともに、生活道路に残る狭隘箇所の部分改良、さらには橋梁定期点検の結果を元に、計画的に修繕を進める必要がある。

また、冬期の積雪時には自動車交通の障害となることもあり雪寒対策も必要である。

③農 道

本村の農道は大部分において改良が加えられ、農業機械の大型化に対応できるようになった。また、本村では農道が集落間の連絡道として重要な役割を果たしていることから、未改良農道の整備及び適切な維持管理が必要である。

④林 道

本村は、総面積の 88%が山林であり、そのうち 89%が人工林となっている。林業は農業と並ぶ基幹産業であり、従来から林業振興の為、生産基盤の整備を行ってきた結果、林道網の整備は概ね完了している。今後も集落間を結ぶ連絡道として、林道の適切な維持管理は必要である。

⑤自動車等

令和 7 年 12 月から、これまでの路線定期運行型の村営バス（無償）を廃止し、予約制の村営デマンド交通（有償）へ移行した。主な利用用途は、従来の村営バス同様、診療所への通院及び村外への通学・通勤のための三重交通、奥宇陀ワクワクバスへの乗継となるが、デマンド交通は自宅近くから目的地までドアツードアでの送迎となるため、これまで停留所が自宅から遠く村営バスを利用できなかった人も利用が可能となる上、自

宅から停留所までの移動に負担を感じていた高齢者の外出機会の拡大、余暇活動への利用や社会参加の促進を通じた健康づくりにも寄与することが期待される。

(2) その対策

①国道・県道

幹線道路の整備は、都市部への交通条件を整備することにより、村の発展、村づくりに大きな役割を果たすものである。通勤・通学、さらには生活全般に関わる重要な機能を担うものであり、若年層の定住指向を高めるためにも、未改良区間については、近隣市町村及び国・県との連携を図る。

また、道路改良に伴い、自動車交通量が増加することが予想されるため、交通安全対策施設の建設に向けて、関係機関と連携を図る。

②村道

本村は国道 369 号が横断し、そこから派生的に村道が伸びている。これらの村道については、順次整備され、大幅に改良されているものの未だ未改良部分を残しており、今後も年次的な整備を推進する。

橋梁については、宇陀市を中心として近隣の曾爾村・東吉野村と共に「地域インフラ群再生戦略マネジメント事業（通称：群マネ）」に参加し、令和元年度に策定した長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検の結果を元に、橋梁の計画的な修繕を行い、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。

また本村は、冬期の積雪が多く、住民の通勤・通学等の安全・安心を確保する意味からも、その対策は重要であるとともに迅速な対応を図る必要がある。

③農道

農道は、計画的に整備を進めてきたため、農業生産物等の流通機能の促進を図ることはもちろんのこと、集落間を結ぶ生活道としての機能も果たしている。

④林道

林道は、森林の適正な維持管理や効率的な林業経営のため、その機能が十分発揮されるよう、計画的にその維持管理を図る。

⑤自動車等

令和7年12月から運行している村営デマンド交通は、事前予約が前提となるため利用者の大半を占める高齢者に対する予約方法等の認知度向上など、利用促進に向けた広報周知に取り組む。

また、現在、電話のみとなっている予約方法についても、インターネット等からも予約が可能となるシステムの導入など今後、更なる利便性向上に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	防災安全交付金事業（災害防除）	御杖村	
		防災安全交付金事業（舗装補修）	御杖村	
		防災安全交付金事業（道路改良）	御杖村	
		村単道路改良・補修事業	御杖村	
		道路維持補修事業	御杖村	
	橋りょう	雪寒対策事業 凍結防止剤散布・除雪作業	御杖村	
		橋梁長寿命化補修事業	御杖村	
		地域インフラ群再生戦略マネジメント事業	御杖村	
	(2)農道	農業基盤整備促進事業	御杖村	
	(3)林道	林道維持事業	御杖村	
(6)自動車等 自動車	村営デマンド交通車両購入事業	御杖村		
(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	<p>【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営デマンド交通運行（村営デマンド交通予約システム構築事業含む）</p> <p>【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通を確保するために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 生活交通の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。</p>	御杖村		

	<p>【具体的な事業内容】 民間事業者が運行するバス路線に対して一部負担を行う。</p> <p>●宇陀地域公共交通活性化協議会負担金</p> <p>【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。</p>	宇陀地域公共交通活性化協議会	
--	---	----------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設種ごとに各施設の特性に合った長寿命化と維持管理業務を実施する。道路は、住民の生活の安全で快適な生活環境に結びついたものであり、本村で管理している道路においては、定期的なパトロール、点検・診断を行い、劣化状況を把握する。点検・診断結果を踏まえた適時適切な補修・維持管理を行い、安全で利便性に優れた暮らしを支える村道網の拡幅等整備と補修保全を計画的・効率的に実施する。

橋りょうについては、高齢化橋りょう（建設後 50 年を超過した橋りょう）の増加により、それに伴う橋りょうの修繕・架替えに係る費用の増加が見込まれる。「御杖村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な橋りょう点検により、管理している橋りょうの現状を把握し、計画的かつ予防的な整備を実施することで橋りょうの長寿命化を推進し、更新費用の縮減及び予算の平準化を図る。

また、宇陀地域の他の自治体や県と共同で取り組む群マネ事業に参加し、取り組み、「道路メンテナンス事業における橋梁定期点検業務」等を積極的に実施していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

水道施設は、住民の生活を支える上で欠くことのできないものであり、安定性の高い供給体制を確立することが重要である。本村では昭和62年4月の桃俣地区での簡易水道による給水開始を皮切りとして、平成8年までに村内4箇所の簡易水道施設の整備を終え、計画給水区域への給水を行っている。公共施設の新設や住民の生活様式の改善等に伴う消費水量の増加に伴い、平成17年に神末簡易水道施設の水量拡張工事を行った。

また、本村の簡易水道は自然流下方式をとっていることから、給水区域外への供給ができないため、給水区域外への住宅建設に伴う対応も問題となっている。

②下水処理施設

村民が生活の豊かさを実感できる社会の実現には、快適な生活環境づくりが必要であり、下水道処理施設の整備は大きな行政課題であった。本村では、集落が点在していることもあり、事業費や管理面から考えて公共下水道事業や農林業集落排水事業よりも、浄化槽が適していると判断して、平成4年から浄化槽の普及促進を始め、令和2年では全体戸数の73%の普及率となっている。これまでは普及が順調に進んできたが、浄化槽の設置条件の悪い世帯や、高齢者世帯の経済的負担等の問題によって、今後普及が鈍化することが懸念される。また、設置後の維持は個人管理となるため、法定検査や保守点検及び清掃などの適正な管理を行うには行政と清掃業者の連携による設置世帯への指導と啓発が必要である。

③廃棄物処理施設

現代社会において、地球規模で環境問題が顕在化しており、ごみやし尿の適正な処理が必要である。ごみやし尿処理に関してはコスト面から考えると、本村単独での実施は困難であり、広域行政において対応を図ってきた。可燃物のごみ処理に関しては、宇陀市、曾爾村、御杖村の1市2村での広域事業として平成8年度より東宇陀環境衛生組合での処理が行われているが、施設の老朽化が進む中、ごみ処理施設の大規模改修の必要がある。また不燃物については、現在業者委託により処理しているが、容器・包装リサイクル法、家電リサイクル法等に基づき、民間委託主導体制から、本村主導の体制への変換が必要だと考えられる。今後の課題として、東宇陀環境衛生組合の残灰処理の最終処分場確保と、各リサイクル法に基づく循環型社会の形成を推進するための取り組みや、増加が見込まれる観光客が放置するごみへの対応も検討していく必要がある。し尿処理に関しては、三重県久居地区広域衛生組合に処理を委託してきたが、平成14年度から宇陀衛生一部事務組合へ加入して処理を行っている。

④消防・防災

本村の消防防災は、奈良県広域消防組合による常備消防と村消防団の連携により活動を行っているが、村消防団の団員数の減少に伴い、分団・部の統廃合による消防組織力

の維持に努めているものの今後このペースで団員数が減少した場合、組織力の低下が懸念されているところである。村消防団については、入団者の増加が見込めないことから令和8年4月より定年年齢を55歳へ引き上げる予定だが、今後もいかに団員数を維持するかが課題である。

また、今後発生が予想される東南海・南海地震をはじめとした大規模災害に備えて、住民一人ひとりが適切な行動を行えるよういかに住民の危機意識を高めていくか、スムーズな初動対策や応急復旧が実施できるよう行政・消防機関のさらなる連携が求められるとともに、建物の耐震化、土砂災害防止対策など、国土強靱化に努める必要がある。

⑤公営住宅等

本村は、僻地であるが故に民間の賃貸住宅が無く、核家族化が進む現在社会において、こうした地域環境は若者の村外流出につながる要因でもある。こうしたことから、本村では平成4年から若者定住の促進を図るためにスポーツ文化施設や公園を備えた住宅団地の整備に取り組んできた。その他の公営住宅については、老朽化が著しい建物があり、改修工事等の対策が必要である。

(2) その対策

①水道施設

安全で安定的な水の供給ができるよう水源の保全と施設の適正な維持管理に努めるとともに、給水区域外への対応策を検討する。また地震などの大規模災害に備え、耐震化への取り組みとして、配水管布設替え工事を推進していく。

項 目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
配水管布設替工事の進捗率	菅野5%	菅野60%以上

②下水道処理施設

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽のさらなる普及と設置率の向上を目指し、設置のメリットや維持管理コストなどのデメリットも含め、住民に対する啓発に努める。維持管理面においても、正しい方法を普及啓発していく。

項 目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
汚水処理人口普及率	85%	99%

③廃棄物処理施設

村民の快適な生活環境を守るため、ごみやし尿などの適正な処理に努める。ごみに関しては、日常生活において、ごみを出さない暮らしの工夫やリサイクルに対する意識啓発を図り、ごみの減量化に努める。また観光客の増加にともない、放置ごみの増加が予想されるため、ごみの持ち帰りを啓発する。また空き缶や空きびん、家庭電化製品等については、リサイクル対策を進め資源の有効利用を図る。

可燃物のごみ処理においては、東宇陀環境衛生組合の施設の計画的な改修等により適正に運営させるとともに、ごみ焼却残灰の最終処分に対する課題の解決を図り、収集運搬から最終処分に至る一連のごみ処理体制の確立に努める。

し尿処理については、宇陀衛生一部事務組合との連携のもとで適正処理に努める。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1人1日当たりのごみ排出量	644g	600g
ごみのリサイクル率	8.7%	13.6%

④消防・防災

消防団については、団員の確保・育成や、消防車両・機器の計画的な更新により、体制の維持・強化に努めることが求められる。

また、今後発生が予想される東南海・南海地震を含めた大規模災害発生時対策として、村民並びに行政・消防機関が、避難、救護、被害拡大の防止、水や食料の供給などの初動対策や、応急復旧等を適切に行えるように情報提供や啓発活動に努め、住民参加による防災訓練・避難訓練等を実施することで住民一人ひとりの危機意識を高めるとともに、被害を最小限に食い止めるためにも行政・消防機関が連携し、地域防災力の向上を図る。

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
消防団団員数	50人	50人
出火件数	1件	0件

⑤公営住宅等

令和5年度に策定した「御杖村村営住宅長寿命化計画」に基づいて、予防保全的な観点から計画的な修繕等の維持管理を行い、住宅の長寿命化に努め、入居者が安心かつ快適な生活が送れるようにするとともに、村民の生命の安全を確保するため、村内の木造住宅の耐震化を進める。

また、人口減少に伴って公営住宅法による低所得者向け住宅の未入居が目立つ一方で、単身者向け住宅、子育て世帯向け住宅、中堅所得者向け住宅は全て入居している。単身者、または子育て世帯の入居要件から非該当となった場合の転居先がなく、村外へ転出するケースも考えられるため、公営住宅法による住宅の見直しや、国の制度を利用した多用途向け住宅の整備を行う。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道配水管布設替事業 (基幹改良)	御杖村	

	浄水場機器更新事業	御杖村	
	中央監視装置整備事業	御杖村	
(2) 下水処理施設 地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業	御杖村	
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	東宇陀クリーンセンター施設改修事業	東宇陀環境衛生組合	
	宇陀衛生一部事務組合設備更新事業	宇陀衛生一部事務組合	
(5) 消防施設	消火栓更新	御杖村	
	防火水槽有蓋化事業	御杖村	
	Jアラート受信機更新	御杖村	
	消防ポンプ自動車更新	御杖村	
	消防団屯所改修事業	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

簡易水道事業は、1987（昭和 62）年からの簡易水道の供用開始以降、順次整備を進めてきたが、老朽化も順次進行し、更新時期を迎えることになる。管路の状況を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施し、老朽化が進んでいる管路を優先的に、予防的な布設替え・修繕を図っていく。

村民の活動の拠点として位置づけられる村役場においては、既に耐震化が完了しているが、重点的に安全性の確保を検討し、計画的な維持管理や修繕により長寿命化を図る。消防施設においては、災害発生時に迅速な対応を行うため、計画的に点検・更新を行い、老朽化対策に努める。

また、本村で管理している公営住宅は 5 団地あり、一部では老朽化が進んでいる。今後、進行すると考えられる少子高齢化及び人口減少や、村民のニーズの変化等に対応し、機能や適正規模について検討していくことになる。また、診断・改修を実施することで長寿命化を図るものとする。

その他施設においても、必要性を考慮した上で、計画的に適切な整備を進めていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

若年層の流出により、20歳代後半から30歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させている。子どものいる世帯のうち核家族の割合は5割を超えており、ひとり親世帯への支援も含めて、核家族化を認識した様々な子育て支援を行っていく必要がある。なお、婚姻の状態を示す有配偶率について、子育て世代（25～44歳）で見ると、国や県と比べて、男性では子育て世代全体において大幅に下回っており、女性では40～44歳を除いて、下回っている。子育て世代の女性の就業率は高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要である。

また、少子高齢化の進行により、就労環境をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生き育てることに対する意識等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しているため、子育てを社会全体で支援していくことが必要ある。本村の「子ども・子育て支援事業計画」では、「すべての子どもの幸せのために、すべての子どもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を基本理念としており、今後もより一層、子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められる。

②高齢者福祉

令和4年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は866人、高齢化率は59.0%となっている。今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇を見込んでおり、特に後期高齢者（75歳以上）数については、令和12年頃まで高止まりで推移する見込みで、それ以降は減少が予測される。なお、高齢者独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合を見ると、全国及び県と比べてそれぞれ高くなっている。

また、介護保険特別会計事業について、令和5年度の認定者数は199人、認定率は23.6%となっている。推計では、認定者数は今後横ばいから減少で推移するが、認定率は高まっていく見込みである。なお、認定者の割合は、全国及び県と比べて、要支援の割合は低く、要支援2～要介護2の割合が高くなっており、軽中重度者の割合を比較すると、軽度者が多く重度者が低くなっている。介護費用額の総額及び第1号被保険者1人ひと月あたりの費用額は、令和2年度までは年々増加傾向であったが、令和3年度以降は減少で推移している。各年齢層の認知症有病率が平成24年以降一定と仮定した場合、令和7年の有病率は19.0%、令和12年の有病率は20.8%になるとしており、このデータから本村における認知症高齢者を推計すると、令和7年度をピークとして以降は減少する見込みとなっている。さらに、新規要支援・要介護認定者の平均年齢の推移を見ると、全国及び県と比べて高い位置にある。新規認定者の平均年齢が高いことは、介護保険サービスの利用開始の年齢が遅くなることを意味しており、介護保険事業運営の負担軽減にも繋がる。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築、及び生活習慣やふだんの運動・食生活等による健康の維持・増進や介護予防事業等の充実により、引き続き、住民が元気で自立して生活できるような施策を推進することが求められる。

③障害者福祉

本村の人口減少は進行しており、直近の人口をみると、すべての区分において減少で推移しており、64歳以下の人口のみならず、65歳以上の人口も減少している現状となっている。障がいのある人を取り巻く現状として、手帳所持者とその家族の高齢化が懸念される場所である。今後、高齢化が進むと、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯がさらに増加し、孤立・孤独になる可能性や8050問題、親亡き後問題など、福祉課題の複合化が顕著化する可能性がある。

共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっており、今後もニーズの高いサービスであるため、利用できる体制の確保が求められる。また、手帳所持者の高齢化が進む中で、介護保険サービスとの連携が必要となっており、本村で実施している65歳に至るまで長期間、障がい福祉サービスを利用してきた高齢者が介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する仕組みは今後も継続する必要がある。さらにサービスの質の向上を図るためには、人材確保や採算性といった全国的な課題があり、多様化するニーズに対応するためには、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスの提供が必要になっている。本村においては、障がいのある人の状況を考えると、移動に関するサービスについてのニーズが高まることも考えられることに合わせ、ひとり暮らしの人の増加による生活支援が重要となる可能性がある。

障がいの程度にかかわらず、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図り、誰もが役割をもって地域で暮らすことができる地域共生社会の実現をめざす必要がある。宇陀郡合同障害者地域自立支援協議会と連携しつつ、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討や、困難ケースに対する協議を進め、引き続き、村単独では難しい課題の解決に向けて、広域で連携して取り組む必要がある。

④保健衛生

急激な人口減少、少子高齢化が進んでいる状況で、社会の更なる多様化や人生100年時代の到来を考慮すると、限りある資源を有効活用し、健康寿命の延伸を目指す必要がある。健康寿命の延伸は、医療費の削減、介護給付費の削減にも繋がり、村民にとって有益となる。健康寿命の延伸のためには、健康的な生活習慣づくりに取り組む必要がある。今後、生涯を通して健康的な生活を送るためには、ライフコースアプローチの観点から、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけることが重要である。

また、女性は、女性ホルモンの影響等による特有の健康課題に配慮し、食・運動習慣等を改善するとともに、性別や年代ごとの意識や行動を考慮した健康づくり対策が必要である。健康づくりを推進するためには、一人ひとりの主体的な取組と、それを地域社会で支える環境づくりが重要である。ライフスタイルや価値観の多様化による地域のつ

ながりが弱くなっていることに加え、コロナ禍で、地域の活動が自粛された時期もあり、地域との関係性はより希薄化している。健康に関心が薄い人等も含め、社会全体で支え合いながら健康を守るために、地域や人のつながりを深め、各々が自発的に健康づくりに取り組める環境を整備することが必要である。ヘルスリテラシーの向上については、健康づくりの気運を醸成するとともに、村民一人ひとりが健康状況に合った情報を見極め、最善の選択を行う事ができるようインターネットやSNSなど幅広い世代に身近なツールを活用した啓発が重要である。健康増進については、その効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を必要とするため、「御杖村こころとからだの健康づくり推進計画」の基本理念である「すべての村民が健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を目指し、12年間という計画期間の中で、長期的な視点に立った取組を進めていくことが必要である。

⑤地域福祉

少子高齢化や核家族化が進行し、この傾向は今後ますます進むと予想され、見守りや支援を必要とする者の増加、さらに村の担い手や労働力の不足、活気の低迷などが懸念される。本村では、「近所の付き合いや地域の人とのつながりの深さ」や「互いに知り合いが多いことで、自然に笑顔で挨拶や会話ができる関係」があり、このような村の良さを活かし、村民それぞれが持つ希望や思いを地域の仕組みの中で語り合い、村全体の地域福祉のあり方を仕組みとして確立していくことが重要となる。

村民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創り、高め合うことができる地域共生社会を目指し、従来の福祉のイメージである分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人と人、人と資源が世代や分野を超え繋がることで、村民一人ひとりが主体となって、住民、地域、関係団体、社協、行政がともに支えあい、助けあい、笑いあう仕組みづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

①児童福祉

子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、心も身体も健やかに成長できる社会の実現を図るために、御杖村子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「すべての子どもの幸せのために、すべての子どもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を目指して、基本目標を「安心して子どもを生み、育てられる環境づくり」、「豊かな子どもを育む教育・保育の環境づくり」、「地域で子ども・子育てを支える環境づくり」と定め、施策として、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」、「保護者が安心して子育ての相談や交流ができる環境づくり」、「子育て世帯の経済的負担の軽減」、「多様なニーズに応える環境整備」、「教育・保育サービスの充実と質の向上」、「児童の健全育成の推進」、「子どもの安全の確保」、「世代間交流の推進」、「地域住民の主体的な子育て支援活動や交流を促進」と定め、村をあげて子ども・子育ての支援に

努める。

主な取り組みとしては、子育て世帯への妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実により、子どもを産み育てることへの不安の解消に努めるとともに、デジタル技術を活用した子育て環境の更なる整備により、魅力ある子育て環境づくりを進める。乳幼児健診と予防接種、各種相談・教室事業によるきめ細かな相談支援を通じて、乳幼児の病気の予防と健やかな成長、保護者の健康づくりを支援する。保育士や看護師など、子育てに携わる多様な専門職を確保・育成し、保育所での教育支援や保育サービスの充実を進める。加えて、保育業務のICT化を進めて保護者の利便性や保育環境の向上、保育者の負担軽減に取り組み、より質の高い保育を提供する。「みつえっ子広場」など常設の場や子育て支援講演会、各種イベントにおいて、子育て家庭同士や多世代村民との交流を促進し、地域ぐるみで子育てをするネットワークの形成を進める。個別の支援が必要な子ども・家庭については、関係機関と連携した相談支援を実施し、各種制度の活用につなげる。18歳までの子ども医療費助成や国の制度に上乗せした保育料軽減・給食費無償化、インフルエンザ予防接種費助成などの支援の充実により、子育ての経済的負担の軽減を図る。また、子育て支援に関わる機関や団体と連携し、子育て家庭の状況把握に努めるとともに、各種手当や助成制度に関する情報を漏れなく提供し、確実な利用につなげる。妊娠を希望する夫婦がその希望を実現することができるよう、不妊治療に対する相談支援や不妊治療費の助成などの支援の充実を進める。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
就学前児童の保護者の子育て環境への支援の満足度平均(5点満点)	3.0点	4.0点
小中学児童の保護者の子育て環境への支援の満足度平均(5点満点)	3.8点	4.0点

②高齢者福祉

「御杖村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の基本理念である「みんなで支えあい、いきいきと、安心して暮らせる村」を目指し、基本的な視点を「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」と定め、基本目標を「高齢者がいきいきと活動するみつえ」、「地域で見守り支えあうみつえ」、「病気や要介護状態になっても安心みつえ」と定め、施策として「健康づくり・生きがいつくりの促進」、「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、「予防給付の充実」、「地域包括ケアの強化」、「安心・安全なむらづくりの推進」、「生活支援の充実」、「安心して暮らせる基盤づくり」、「持続可能な介護サービスの基盤づくり」と定め、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに努める。

主な取り組みとしては、ふれあい交流事業など、つどいと交流の場を充実させ、多様な事業を通じて高齢者が長年培った知識や経験を活かして地域でいきいきと活躍できる機会づくりを進める。保健事業と介護予防事業の一体的な実施や高齢者の社会的孤立防止に向けて、保健・医療・福祉などの関係機関・団体との連携を強化する。介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスを受けることができるよう、介護

事業所と連携し、サービスの安定確保を図るとともに、介護給付費の適正管理に努め、健全かつ安定した事業運営を行う。生活支援サポーターを中心とした生活支援による支えあいの仕組みを強化するとともに、利用しやすい移動支援の提供により、高齢者が生活しやすい環境づくりを進める。高齢者の孤立防止や緊急時の不安軽減・家族の負担軽減のため、デジタル技術を活用した社会環境整備や見守り体制の強化に取り組む。認知症への正しい理解の普及啓発を進めるとともに、認知症予防や認知症の早期発見に向けた体制整備、関係機関との連携強化に取り組む。また、認知症の人やその家族が気軽に集うことができる場所であるオレンジカフェの実施に向けた検討を進める。判断能力の低下により、日常生活に支障がある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知啓発、利用促進を進める。高齢者虐待の早期発見、適切な対応を行うため、地域住民との連携のもと、高齢者の見守りネットワークの強化を進める。

項 目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
高齢者に占める要支援・要介護認定者割合	23.8%	20%未満

③障害者福祉

「御杖村障がい者基本計画」の基本理念である「だれもがだれかのためになれるむらをめざして すべての村民が互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現」を目指し、施策として「福祉サービスの充実」、「地域生活を支える体制の確保」、「生活の安定のための支援」、「情報提供体制の確保」、「相談支援体制の充実」、「広報・啓発活動の推進」、「障がいを理由とする差別の解消」、「交流・ふれあいの促進」、「福祉教育の推進」、「各種団体の育成・支援」、「障がいのある子どもの療育の充実」、「保育・教育の充実」、「雇用の促進・就労支援の取り組み」、「生涯学習の推進」、「障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見」、「医療・リハビリテーションの充実」、「心の健康づくりの充実」、「やさしいむらづくりの推進」、「住環境の整備」、「防犯・防災対策の充実」に努める。

主な取り組みとしては、障がいのある人が一般就労や福祉的就労などの就労及び文化芸術活動や地域活動などの多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、福祉事業所などとの連携のもと、継続的な支援を行う。優先調達などにより、福祉事業所の工賃向上を促進するとともに、福祉的就労に従事する障がいのある人が経済的に自立できるように一般就労への移行を促進する。障がいのある人（子ども）がホームヘルプサービスなどを活用しながら、自宅やグループホームで安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスの提供による継続的な支援を行う。また、入所・入院中の障がいのある人が在宅やグループホームなどの地域生活に移行できるよう必要な支援を行う。共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への正しい理解の促進や合理的配慮の提供に向けた啓発を推進する。障がいや発育・発達上の遅れ・不安がある子どもたちが、早期に適切な療育・発達支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育の各部門が連携し、個別の支援計画に基づく切れ目のないきめ細かな支援を推進する。

項 目	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
福祉的就労から一般就労に移行した人数	0 人	累積 43 人
施設入所者の地域生活への移行者数	0 人	累積 2 人

④保健衛生

「御杖村こころとからだの健康づくり推進計画」の基本理念である「すべての村民が健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を目指し「誰一人取り残さない健康づくり」、「より実効性をもつ取組の推進」を実行する。また、基本目標を「こころもからだも健康状態が良いと感じる人を増やす」、「健康寿命を延ばす」と定め、基本的な方向性を「正しい生活習慣の実践による健康状態の向上」、「健康を支えるための食育推進」、「こころの健康づくりの推進」、「総合的ながん対策の推進」と定め、行動目標を「生活習慣病の発症及び重症化予防」、「運動・身体活動の推進」、「睡眠による休養の推進」、「飲酒（アルコール摂取）対策の推進」、「喫煙（たばこ）対策の推進」、「歯・口腔の健康づくりの推進」、「食育の推進」、「健全な食生活の推進」、「こころの健康づくりの推進」、「前向きな生き方の推進」、「セーフコミュニティ活動（住民みんなで自分たちのむらを育てていく）の推進」、「がん予防とがんに関する正しい知識の普及」、「がんの早期発見・がん検診の充実」、「がんとの共生の推進」、「災害時対策の推進」、「感染症対策の推進」と定め、村民のこころとからだ健康づくりの推進に努める。

主な取り組みとしては、村民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組むことができるよう禁煙や節度ある飲酒など、重要な健康知識をわかりやすく情報提供するとともに、現役世代に向けた運動教室など気軽に参加し継続しやすい健康づくり事業を推進する。特定健康診査・後期高齢者健診やがん検診などの適正な受診を働きかけるとともに、特定保健指導で生活習慣の改善指導を行い、生活習慣病やがんなど疾病の予防、早期発見と早期治療による重症化防止を推進する。村民一人ひとりがライフスタイルを見直し、本来の免疫力を最大限に活かすことができるよう、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行う。さらに、インフルエンザ予防接種などの各種予防接種を実施では、一部費用の助成を行い、「平時からの感染症予防の対策」と「感染症発生時の対応」の双方で感染症対策を推進する。食は健康の源であることから、生涯を通じて健康で豊かな食生活を送ることができるよう、子どもの学習活動や学校教育とも連携しながら、地域ぐるみでの食育を推進する。心の健康づくりや自殺予防対策に関する正しい知識の普及及び相談支援を行い、自殺予防対策に努めるとともに、ゲートキーパーの養成やゲートキーパーとして誰かを支えている方への支援に努める。

また、国民健康保険の健全な運営と、御杖村国民健康保険診療所の医療体制の維持・確保に努めるとともに、受診者の利便性向上と業務の効率化を図るため、診療所のICT化を進め、県域内の医療機関とも連携し、休日・夜間診療、救急医療の維持・確保に努める。

項 目	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
特定健康診査の受診率	55.9%	60.0%
自分がどの程度幸せか、8 点以上の の人に割合 (10 点満点)	54.0%	59.0%
自分がどの程度幸せか、平均点 (10 点満点)	6.92 点	6.93 点

⑤地域福祉

「御杖村地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「みんなで支えあい助けあい笑いあう たくさんの幸せが憩うむら」の実現のために、「地域における見守り体制の推進」、「地域における見守り体制と防犯体制の推進」、「いつでも気軽に立ち寄れる「居場所」づくり」、「支えあいによる地域の防災力の向上」、「感染症対策と地域福祉の共存」、「地域福祉担い手の人材発掘、育成」、「ボランティアの活動拠点づくり」、「地域共生社会の構築」、「生活困窮者への自立支援」、「権利擁護の充実」、「暮らしやすい基盤整備の充実」、「限界集落における生活支援」に努める。

主な取り組みとしては、安全・安心に暮らせる福祉環境整備に向け、広報・啓発や福祉体験学習活動などを通じた村民相互の支えあい・助けあい精神の醸成や、地域福祉活動への参加を促進して「地域福祉」を推進するとともに、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉活動の活性化や地域コミュニティの強化を図る。生活困窮や引きこもり、虐待・暴力、自殺予防対策などの制度の狭間で見過ごされがちな福祉課題を早期に発見し、的確な対応ができるよう社会福祉協議会や国・県・民間の専門機関、支援団体との連携を強化するとともに、分野を超えた複合的な課題に対応できるよう包括的な相談支援体制の構築による重層的支援体制の構築に努める。

項 目	現状値 (令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
「隣近所でお互い助けあえる 仕組みができている」と思う 住民の割合(住民アンケート)	67.2%	80%

(3) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及 び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所施設・設備改修事業	御杖村	
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	保健福祉医療総合センター施設・設備改修業務	御杖村	
	(4)介護老人保健施設	特定入居者生活介護施設・設備改修事業	御杖村	

<p>(8) 過疎地域持続的 発展特別事業分 児童福祉</p>	<p>【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●小規模保育 A 型事業 ●子ども・子育て支援体制整備 総合推進事業 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2 歳児保育料助成事業 ●広域入所の充実事業 ●保育所英会話教室事業 ●一時保育事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●乳幼児全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●出産・子育て応援交付金事業 ●子ども子育て支援事業 ●ベビーシッター利用支援事業 【事業の必要性】 保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要である。 【見込まれる事業効果】 子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。</p>	<p>御杖村</p>	
<p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●長寿者賞交付事業 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ●老人クラブ活動助成事業 ●安否型緊急通報システム事業 ●介護用品購入費給付事業 ●配食サービス事業 ●高齢者食生活改善事業 ●高齢者生きがい活動支援通所事業 ●外出支援サービス事業 ●地域生活支援拠点の整備事業 ●障害者相談支援事業</p>	<p>御杖村</p>	

	健康づくり	<p>【事業の必要性】 高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。</p>		
	健康づくり	<p>【具体的な事業内容】 村民の健康づくりの増進に係る施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康増進事業 ●予防接種事業 ●自殺対策緊急強化事業 ●乳幼児健診の実施事業 ●妊婦一般健康診査の実施事業 ●未熟児養育医療事業 ●不妊治療費助成事業 ●民生児童委員活動費助成事業 ●心配ごと相談事業 ●生活困窮者自立支援事業（子ども学習支援） ●遺族等援護事業 ●災害援護事業 ●村民温泉施設入浴優待事業 <p>【事業の必要性】 住民福祉及び健康づくりを増進するために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。</p>	御杖村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

保育所等の子育て支援施設については、安心して子どもを産み育てることを第一に、今後少子化が進行することを考慮し、子育て支援事業の施策を踏まえた適正な環境整備に努める。

また、老人福祉施設については、今後進行すると見込まれる高齢化に伴った需要の増加と本村の財政負担の増加を考慮した上で、維持管理・更新・改修等を図り、機能確保に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

平成12年4月に開設した国保診療所は、健康で安心して暮らしたいという村民の願いに応えるべく地域の一次医療機関としての役割を果たすとともに、保健・福祉関係機関とも連携しながら地域包括ケアに取り組んでいる。高齢化が進む本村では、医療に対する需要が年々拡大しており、地域の医療機関として住民ニーズに応じていくことが必要である。

(2) その対策

地域の医療機関としての更なる役割を果たし、近隣病院や保健・福祉関連機関との連携を強化しながら、地域医療の充実と保健、福祉における在宅ケアに努める。

また、本計画期間中に医師の退職が生じるため、医師の確保が必要となることから、これまで以上に医療サービスに対する満足度を上げる。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
現在の健康状態について	よい・まあよい 33.19%	よい・まあよい 50.00%

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器等整備事業	御杖村	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	【具体的な事業内容】 地域医療の維持のために医師の確保を行う。 ●非常勤医師の確保 【事業の必要性】 地域医療の維持のために必要である。 【見込まれる事業効果】 地域医療の安定による住民の安心及び定住促進効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

診療施設については、今後進行すると見込まれる高齢化に伴った需要の増加と本村の財政負担の増加を考慮した上で、維持管理・更新・改修等を図り、機能確保に努める。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

①学校教育

本村の学校教育は、人間尊重の精神を培うことを基盤として、心身ともたくましく、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、強い郷土愛と連帯感に満ち主体的に行動できる人間性を育み、家庭教育や社会教育との連携を図りながら、その推進に努めてきた。21世紀を担う若い世代を育てる教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うという観点に立ち、ゆとりの中で、基礎・基本を確実に身につけさせ、体験的、問題解決的な学習を重視し、自ら学び、自ら考える力を育成するとともに、道徳教育などを充実させ、支え合う心や共に生きる意識など心の時代にふさわしい「公の心」を育てることを目標としている。

本村では、過疎化や少子化によって年々児童・生徒数が減少しており、令和7年度の小学校児童数は23名、中学校生徒数は14名になっている。義務教育の過程において、集団生活を学ぶためにも施設一体型小中一貫教育の環境維持が必要である。

②社会教育

村民一人ひとりが心豊かに健康で生きがいのある人生を過ごすために、生涯にわたって学習を継続することが必要である。

生涯学習の場として社会教育施設は山村開発センターを軸に4つの分館があるが、老朽化している各施設の改修を年次的に行なってきたところである。社会教育事業において学習ニーズの多様化、また、人口減少や高齢化によって事業計画が難しい状況になっているが、住民ニーズを的確に捉えて事業を推進していかなければならない。

社会環境が大きく変化する中で、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに個人を取り巻く家庭や地域、社会へと広がり、世代を超えて循環していく地域のウェルビーイングの向上を目指す。

③スポーツ・レクリエーション

村民が健康で文化的な生活を営むには、スポーツ活動を通じての体力づくりや健康づくりが必要である。村内4大字に在る体育館については、年次的に耐震補強及び改修を行ってきたところである。また、グラウンド施設2箇所を維持しており、これらの施設の使用促進を今後一層図るためにも、個々の体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動を生涯にわたって誰もが気軽に参加して楽しむことのできる環境づくりが必要である。

(2) その対策

①学校教育

児童生徒数の減少に対して、村内に1校ずつ在る小学校と中学校を令和3年9月に施設一体型の小中学校へと統合した。かねてより進めている小中一環教育を今後一層推進し、児童生徒が確かな学力を身につけ、個性や能力を育み、人間性・社会性豊かな子どもを育成する特色ある教育を行う。

また、複式学級を解消する村費講師の配置や村営塾の運営などの学力向上施策や、子育て支援のための給食費・修学旅行費等の助成や放課後児童一時預かり事業を継続する。

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
学校教育への保護者の満足度	90%	90%以上
学校生活が充実している児童・生徒の割合	82%	82%以上

②社会教育

社会教育活動の推進には、住民ニーズを捉えた事業実施に努めなければならない。村民からの「要求課題」と教育行政側からの「必要課題」を的確に整理して、事業活動の推進に取り組む。また、老朽化する社会教育施設について、計画的に耐震補強や改修を進めてきたが、今後もその維持管理を行っていくとともに、学習の重要性や学び合うことの必要性を再認識して、人権を尊重する生涯学習社会の構築を目指した社会教育の推進を図る。また、青少年をとりまく社会環境浄化のための村民意識の向上に努め、健全育成を図るため、地域のもつ人間的な温かさと自然環境を活かした青少年活動や青少年教育の推進を図る。

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
生涯学習の年間事業数	2事業	3事業
スポーツ行事の年間実施回数	4回	4回

③スポーツ・レクリエーション

地域におけるスポーツ活動は、健康維持や体力づくりなどの身体的な健康効果や、ストレスの解消、活動の楽しみといった心理的な健康効果が期待される。さらに、コミュニティの形成や地域社会の活性化などに波及する効果は大きいものと考えられる。こうしたことから、村民誰もがそれぞれの体力・技術・興味・目的に応じて「いつでも・どこでも」スポーツに親しむことができる環境づくりが必要である。

今後の取り組みにおいては、地域住民で主体的に運営される地域スポーツの育成と地域のなかで指導的な役割を担う地域リーダーの体制をつくるとともに、活動を促進できる施設整備の充実に努め、スポーツ活動の活性化を図る。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教委の振興	(3)集会施設、体 育施設等 公民館	開発センター施設・設備改修事 業	御杖村	
		公民館施設・設備改修事業	御杖村	
	体育施設	村民グラウンド改修事業	御杖村	
		体育館施設・設備改修事業	御杖村	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	<p>【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策 を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●御杖小学校複式学級解消事業 ●指導主事設置事業 ●特別支援教育支援員設置事業 ●御杖小・中学校給食費助成事 業 ●御杖小・中学校修学旅行費・ 制服代助成事業 ●教育振興備品購入事業 <p>【事業の必要性】 児童・生徒の学力向上及び教員 や保護者の負担軽減のために必 要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 児童・生徒の学力向上による地 域活性化及び定住促進効果が期 待される。</p>	御杖村	
	生涯学習・ス ポーツ	<p>【具体的な事業内容】 教職員の働き方改革の推進によ り部活動を地域移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ運営事業 <p>【事業の必要性】 生徒の部活動支援と適切な学校 生活を送るために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 生徒の「体」の育成と地域活性 化効果が期待される。</p>	御杖村	

	その他	<p>【具体的な事業内容】 児童の安全の見守りと学校・地域の連携により成長を支える。 ●放課後児童一時預かり事業 ●学校・地域パートナーシップ事業</p> <p>【事業の必要性】 児童が安全に過ごせる場の確保と学校・地域の連携による教育の質向上のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。</p>	御杖村	
--	-----	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村ではこれまでに小学校・中学校の統廃合を行っており、令和3年秋からは、施設一体型の小中一貫教育校として統合校舎での運営を行っている。

文化系施設及び社会教育系施設は、村民にとって身近な場であり、多面的な機能が求められる。多様な利用ニーズに対応した整備等を推進するとともに、村民協働による管理を促進する。また、災害発生時の拠点となる観点から、必要性や優先度を検討し、計画的な更新・管理を推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村では、集落を分割した単位での住民組織の「組」を編成して、日常生活での相互扶助や地域コミュニティを行っている。また、その「組」がまとまった集落単位の自治組織が本村の合併前の旧村からなる4つの「大字」を構成している。「組」組織は、地域によって構成世帯数の偏りがあり、一部の地域では世帯数が僅少となり、組織の維持や運営に支障が現れ始めている。また小規模な大字では以前から取り組んできた自治活動に停滞が見受けられる。

(2) その対策

目まぐるしく移りゆく社会情勢のなか、時とともに地域社会は姿を変えている。行政は地域社会の姿を的確に捉え、時代背景に合ったむらづくりを行わなければならない。地域づくりの主役はそこに暮らす住民であり、住民の活力を最大限に引き出すことができる体制づくりを行う必要がある。また、買い物や医療・福祉などの生活サービスを行う拠点づくりに取り組み、地域の活性化や持続可能な地域づくりを目指す。

過疎化に伴い村内に増加する空き家を有効活用し、村外からの移住促進に取り組むため、空き家バンクの運用や空き家の支援を行う。

項目	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
空き家バンク成約数	3件	5件

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業分 集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業 ●空き家対策補助金 【事業の必要性】 空き家の削減及び有効活用のために必要である。 【見込まれる事業効果】 空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	(3) その他	空き家除却支援助成事業	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要となる事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①文化財や伝統文化の保護と活用

本村は、かつて伊勢本街道の宿場町として賑わい、多くの人々との交流を通して、様々な文化が継承され、住民の郷土意識に大きな影響を与えてきた。

これまでも、村の活性化に向けて伊勢本街道を中心とした郷土文化を活かした村づくりを展開してきたが、近年のふるさと志向や伝統文化への理解の深まりの機運を受け、更なる文化財保護の推進を図るため、旧道の様子が残る鞍取峠・桜峠・岩坂峠について、測量や発掘調査を行い、令和6年10月に国の史跡として指定された。

この指定文化財を観光資源として活用を図るには、街道という性質上、隣接する地域との広域での取り組みが重要であり、かつ豊かな自然と歴史・文化を観光事業に適切に組み合わせ、独創的な観光計画を立案することが重要である。

(2) その対策

①文化財や伝統文化の保護と活用

歴史的文化遺産を後世に残せるよう文化財の保護に努めるとともに、伝統芸能を継承する組織団体の育成を図る。また、文化財や伝統文化に対する住民の意識を高め、愛郷心の醸成に努める。特に、史跡指定を受けた伊勢本街道は保存活用計画や整備計画を策定し、今後どのように文化財を保存し、活用を進めていくかを検討する。

さらに、文化財や伝統文化を観光事業に適切に結びつけ、本村ならではの独創的な観光事業の創造を図るとともに文化財保護条例の制定を行う。

項 目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
伊勢本街道関連の学習機会実施件数	1件	5年間で5件
伊勢本街道関連のイベント実施件数	1件	5年間で7件

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	伊勢本街道整備事業	御杖村	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業分 地域文化振興	<p>【具体的な事業内容】 地域の文化遺産を後世に保存継承する施策を実施する。</p> <p>●伊勢街道整備事業</p> <p>【事業の必要性】 文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進及び地域活性化効果が期待される。</p>	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要となる事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

カーボンニュートラルの実現に向け、自然環境を保全しながら、村民・事業者・行政が一丸となって省エネ行動を進めるとともに、極力環境への負荷が少ない再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの地産地消を進めることが重要である。また森林を保全するとともに適正な管理をすることで CO₂吸収源としての価値を高めることも重要である。

(2) その対策

エネルギーの地産地消による災害時への備えだけでなく、エネルギーによる経済循環、地域活性化など持続可能な社会の実現という視点も踏まえ、本村の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進める。

また、健康で快適な暮らしと両立させた脱炭素型ライフスタイルの転換に取り組み、建物の省エネルギー化や省エネルギー設備の導入を促進する。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
二酸化炭素排出量	699.69 t-CO ₂	507.1 t-CO ₂

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(1)再生可能エ ネルギー利用 施設	みつえ温泉薪ボイラー事業	御杖村	
		防災拠点や避難所となる公共施設への再生可能エネルギー設備導入事業	御杖村	
		小水力発電施設整備事業	御杖村	
	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 再生可能エ ネルギー利用	【具体的な事業内容】 カーボンニュートラルの実現に向けた施策を実施する。 ●脱炭素推進事業 【事業の必要性】 カーボンニュートラルの推進及び村民の負担軽減のために必要である。 【見込まれる事業効果】 ライフスタイルの転換による脱炭素化社会の実現が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要な事業を適切に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村は、森林面積が村の総面積の 88.0%を占めるほど豊かな自然に恵まれており、この貴重な自然は村民にとって日常生活を送るうえで最も身近なものである。この環境を保全していくには、正しい知識を基にした村民一人ひとりの意識の高揚と、日々の地道な実践の積み重ねが重要である。

(2) その対策

本村の美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保つため、村民に対する環境保全への意識啓発に努めるとともに、現在、村内一斉河川清掃はじめとした様々な環境保全活動を行っているが、この活動を継続させていくことが必要である。

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 移住・定住	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>移住定住に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●移住イベントの実施 ●近居・同居推進事業補助金 	御杖村	人口の獲得につながる移住定住を促進するために必要で、村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。
	地域間交流	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>村PRのために各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業 	御杖村	村内外に広く村の魅力をPRし、関係人口の拡大を図るために必要で、地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。
	人材育成	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>地域の人材育成に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業 	御杖村	若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要で、グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特別事業 第1次産業	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>農用地・水路・林道等の保全管理や鳥獣害対策など、農林業に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等直接支払交付金 ●多面的機能支払交付金 ●担い手支援事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●新規就農者育成総合対策事業 ●スマート農業支援事業 ●ビニールハウス設置補強支援事業 ●農業用機械導入更新支援事業 ●農産物高温対策支援事業 ●中山間ネットワーク化支援事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業 	御杖村	高齢化により担い手が不足する中、本村の基幹産業である農林業を維持・発展していくために必要で、農林業生産の安定や景観の保全及び新たな担い手の確保が期待される。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 県産材生産促進事業 ● 間伐促進事業 ● 木質バイオマエネルギー供給促進事業 ● 森林整備地域活動支援事業 ● 森林地番図作成業務 ● 自伐林家等支援事業 		
	商工業・6 次産業化	<p>【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び既存事業者への支援を図るとともに、地域内消費の喚起に係る施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 創業支援助成事業 ● 特産品開発・販売促進支援事業 ● プレミアム商品券発行事業 	御杖村	継続的な地域内店舗の利用促進のために必要で、地域経済の活性化及び定住促進効果が期待される。
	観光	<p>【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観光振興イベント ● 広域連携 DMO 事業 	御杖村	観光振興や地域活性化のために必要で、観光客の増加が見込まれ、地域活性化さらには定住促進効果が期待される。
	その他	<p>【具体的な事業内容】 一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地籍調査事業 	御杖村	土地の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルの防止や固定資産税の適正な課税のために必要で、土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税、迅速な災害復旧等の効果が期待される。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特別事業 公共交通	<p>【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 村営デマンド交通運行（村営デマンド交通予約システム構築事業含む） 	御杖村	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。

		<p>【具体的な事業内容】</p> <p>民間事業者が運行するバス路線に対して一部負担を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宇陀地域公共交通活性化協議会負担金 	宇陀地域公共交通活性化協議会	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模保育 A 型事業 ●子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2 歳児保育料助成事業 ●広域入所の充実事業 ●保育所英会話教室事業 ●一時保育事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●乳幼児全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●出産・子育て応援交付金事業 ●子ども子育て支援事業 ●ベビーシッター利用支援事業 	御杖村	保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要で、子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。
	高齢者・障害者福祉	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長寿者賞交付事業 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ●老人クラブ活動助成事業 ●安否型緊急通報システム事業 ●介護用品購入費給付事業 ●配食サービス事業 ●高齢者食生活改善事業 ●高齢者生きがい活動支援通所事業 ●外出支援サービス事業 ●地域生活支援拠点の整備事業 ●障害者相談支援事業 	御杖村	高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要で、高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。

	健康づくり	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>村民の健康づくりの増進に係る施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康増進事業 ●予防接種事業 ●自殺対策緊急強化事業 ●乳幼児健診の実施事業 ●妊婦一般健康診査の実施事業 ●未熟児養育医療事業 ●不妊治療費助成事業 ●民生児童委員活動費助成事業 ●心配ごと相談事業 ●生活困窮者自立支援事業（子ども学習支援） ●遺族等援護事業 ●災害援護事業 ●村民温泉施設入浴優待事業 	御杖村	住民福祉及び健康づくりを増進するために必要で、健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特別事業 その他	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>地域医療の維持のために医師の確保を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非常勤医師の確保 	御杖村	地域医療の維持のために必要で、地域医療の安定による住民の安心及び定住促進効果が期待される。
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 義務教育	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>義務教育の充実に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●御杖小学校複式学級解消事業 ●指導主事設置事業 ●特別支援教育支援員設置事業 ●御杖小・中学校給食費助成事業 ●御杖小・中学校修学旅行費・制服代助成事業 ●教育振興備品購入事業 	御杖村	児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要で、児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
	生涯学習・スポーツ	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>教職員の働き改革の推進により部活動を地域移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ運営事業 	御杖村	生徒の部活動支援と適切な学校生活を送るために必要で、生徒の「体」の育成と地域活性化効果が期待される。

	その他	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>児童の安全の見守りと学校・地域の連携により成長を支える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童一時預かり事業 ●学校・地域が「トナーシップ」事業 	御杖村	児童が安全に過ごせる場の確保と学校・地域の連携による教育の質向上のために必要で、新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 集落整備	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業 ●空き家対策補助金 	御杖村	空き家の削減及び有効活用のために必要で、空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>地域の文化遺産を後世に保存継承する施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伊勢街道整備事業 	御杖村	文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進のために必要で、文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進及び地域活性化効果が期待される。
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けた施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素推進事業 	御杖村	カーボンニュートラルの推進及び村民の負担軽減のために必要で、ライフスタイルの転換による脱炭素化社会の実現が期待される。